

公的研究費に係わる不正防止計画

令和 4 年 9 月 1 日制定

一般社団法人次世代看護教育研究所（以下、「当研究所」という）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づいて、公的研究費の適正な運営管理を行うため、以下のように不正防止計画を策定して実施します。なお、本計画は、内部監査の結果等を活用して、定期的に点検し必要な見直しを行うものとする。

1. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

当研究所における不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境整備を行い、不正使用を防止する観点から、以下の取組みを行います。

（1）運用ルールの明確化

当研究所における、公的研究費の不正行為の防止に関する規程や運用ルール等は、最新の法令、指針、ガイドラインに沿って随時見直すとともに、その内容を当研究所の構成員に周知する。

（2）コンプライアンス教育と啓発活動

公的資金に係るすべての構成員を対象にコンプライアンス教育を定期的実施して、意識の向上と浸透を図る。定例打合せ等を通じた啓発活動に努め、コンプライアンス教育と併用・補完することによって、研究倫理の啓発の促進を図る。それらの実施計画は、統括管理責任者によって策定される。コンプライアンス推進責任者は、計画の実施状況をモニタリングして、統括管理責任者に報告するとともに、必要に応じて改善を指導する。なお、コンプライアンス教育の内容については、定期的に見直しを行う。

併せて、対象となる構成員には、誓約書の提出を求める。この誓約書には、「規則を遵守する」「不正を行わない」「不正を行った場合は、法的な責任を負担する」ことが盛り込まれている。

2. 不正発生の要因と対応

不正発生要因を把握して、その要因に対する具体的な対応を以下のように定める。

（1）責任体制

不正発生要因	対応
・責任体系が不明瞭である	・責任者をその責任範囲や役割について周知を図る

(2) 適正な運営管理の基礎となる環境整備

不正発生要因	対応
・コンプライアンスに対する意思が希薄	・公的資金に係るすべての構成員を対象にコンプライアンス教育を定期的実施して意識の向上を図る。

(3) 公的研究費の適正な運営管理

不正発生要因	対応
・研究と直接関係がないと思われる物品の購入	・研究者が提出した物品購入願を確認し、疑義が生じた物品については、研究者に購入目的の確認を行う
・出張事実の確認が不十分であることによるカラ出張や水増し請求	・研究者の出張について、出張報告書および旅費の事実を証明する物を提出させる。

(4) 情報の伝達を確保する体制

不正発生要因	対応
・相談告発窓口および相談告発後の対応体制がわかりにくい	・相談告発窓口および調査体制を当研究所内外に公表する

(5) モニタリングの在り方

不正発生要因	対応
・相談告発窓口および相談告発後の対応体制がわかりにくい。	・相談告発窓口および調査体制を当研究所内外に公表する。

注) なお、ここでは、不正防止計画を構成する主要項目である「適正な運営・管理の基盤となる環境の整備」「不正発生の要因と対応」について記載した。その他の主要項目である「責任体系の明確化」や「行動規範」等については、他のドキュメントを参照のこと。